

[冬の節電・省エネのポイント]暖房時にカーテンやブラインドを閉めましょう。

デマンド交通の愛称が『かみたん号』に決定しました

平成25年3月から運行開始する「デマンド交通の愛称を「かみたん号」に決定しました。町のマスコットキャラクター「かみたん」は町のイメージアップのためPR活動中ですが、「デマンド交通に「かみたん」のイラストと名前をつけて町内（一部町外）を運行する」と、「かみたん」とデマンド交通、どちらも町民の皆さんに親しみをもつていただけるのでは、と考えて命名いたしました。皆さんの「かみたん号」の利用をお待ちしています。



デマンド交通に関するQ&A集

Q1=「デマンド交通とはなんですか?」

A1=出かけたとき、利用したい日時を電話で

「予約いたぐり」と、乗り合い方式の車両が自由

に乗り目的の場所までを送迎する交通手段です
（デマンド=Demand：「需要、要求」）。

Q2=利用するにはどうしたらよいのでしょうか?

A2=利用の予約申込についでには、予約受付セン

ター（仮称。後ほど広報でお知らせいたします。）にお電話ください。また、初めての利用の

前に事前登録していただか必要があります。

事前登録についての詳細は来月の広報でお知らせいたします。

Q3=予約はいつまでにすればいいのでしょうか?

A3=利用したい便の発車30分前までに予約受付

センターにご連絡ください。ただし、午前8時

の便については前日おひるに予約申込をお願い

します。

【運行発車時刻表】

	午前	午後
1	8:00	6
2	9:00	7
3	10:00	8
4	11:00	9
5	12:00	

秋の全国火災予防運動

平成24年度全国統一防火標語 消すまでは 出ない行かない 離れない

11月9日（金）～15日（木）までは全国火災予防運動期間です。これから季節は空気が乾燥し、火災が発生しやすくなります。火災が起きないよう、火の取り扱いには、充分注意しましょう。

◎住宅防災 いのちを守る 7つのポイント

3つの習慣

(1)寝たばとは、絶対やめる。

(2)ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で

使用する。

(3)ガスこんろなどのそばを離れるとときは、必ず火

を消す。

4つの対策

(1)逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。

(2)寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために防炎品を使用する。

(3)火災を小さくうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。

(4)お年寄りや身体の不自由な方を守るために、隣近所の協力体制をつくる

▼問い合わせ先＝石橋地区消防組合

予防課 ☎(53) 61666

Q7 = 料金はいくらですか?

A7 = 大人(中学生以上)200円(町外施設は300円)、小人(小学生)100円、未就学児は無料です。JR石橋駅東口から(おでこ)の料金は町内料金扱いになります。

Q8 = いつから乗っても料金は同じですか?

A8 = 料金はA7のとおりです。たとえば、大人で町内の移動であれば、JR石橋駅東口から蓼沿緑地公園まで移動するのも、役場からいきいきプラザに移動するのも同じ200円になります。

Q9 = 町外施設から町外施設まで運行できますか?

A9 = 町外施設と町外施設の間を運行することはできません。たとえば、自治医科大学附属病院で受診後、かみたんぐでかましんに行く、といった利用はできません。また、町外においては町外施設以外の場所で乗り降りはできません。

Q10 = 町外に住んでいますが、利用できますか?

A10 = 町内に居住している方が利用できます。

Q11 = 途中下車して用事を済ましたことはありますか?

A11 = 乗り合いで方式で、他のお客様の予定があることから車両を待たせることはありません。

Q12 = 車いすで利用することができるですか?

A12 = 車いすの積載スペース及び定員の関係上、ご利用できません。

Q13 = バスや鉄道の時間に合わせて間に合うように

「到着してほしいのですが?」

A13 = 乗り合いで方式の交通システムなので、「〇時〇〇分までに〇〇に到着したい」、「〇時までに迎えに来て」という要望にはお応えすることができません。時間に余裕をもつて利用ください。

Q14 = 希望する便が予約できませんことがありますか?

A14 = テマンド交通で使用する車両は乗客4人乗りです。定員を超えた場合、予約申込はできません。

Q15 = 帰りの予約を運転手に付けることができますか?

A15 = 運転手に予約することはできません。必ず予約受付センターにお電話してください。なお、用事の終了時刻が決定している場合は、往路の予約と同時に復路の予約もしていただけます。

Q16 = 余った巡回バスの回数券はテマンド交通で利用できますか?

A16 = 利用できません。巡回バスは平成25年2月末日をもって終了いたしますのでお早めにご使用ください。ようお願いします。なお、余った回数券は払い戻しいたしません。

▼問い合わせ先

企画課 政策調整係

☎ (56) 9-1-18



11月より「4種混合ワクチン」接種が開始されました

11月1日から、3種混合ワクチン(ジフテリア・破傷風・百日咳)と不活化ポリオワクチンを混合した4種混合ワクチンの接種が開始されました。接種対象者は、平成24年11月1日以降に生後3か月を迎えるお子さんなど、3種混合ワクチンとポリオワクチンを全く受けていない方です。

平成24年8月以降に生まれた方には、10月下旬に個別通知をしておりますので、書類をご確認の上早めに医療機関で接種して下さい。

対象年齢	生後3か月~90か月(7歳6か月)に至るまでの間 ※なお下記のいずれかに該当する方は、4種混合ワクチン接種の対象とはなりませんので、3種混合ワクチンと単独のポリオワクチンを接種してください。 ①3種混合ワクチンを1回以上接種した方 ②ポリオワクチンを1回以上接種した方
接種回数	合計4回(1期初回3回、1期追加1回)
接種間隔	1期初回: 生後3か月~12か月未満の間に 20日~56日の間隔をおいて3回接種 1期追加: 1期初回(3回)終了後、 12~18か月の間に1回接種
費用	無料(公費負担)
接種場所	町内、下野市、小山市、野木町及び宇都宮市の医療機関 上記の医療機関以外で接種する場合は、健康課母子健康係までご連絡ください。

【冬の節電・省エネのポイント】すき間テープなどを活用して、すき間風を防ぎましょう。

▼問い合わせ先=健康課 母子健康係
☎ (56) 9-1-32